

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第 4 号

地方自治法第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を行った結果について、同条第 9 項の規定により、これを公表する。

平成26年12月 8 日

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	三 浦	雅 司
同	白 鳥	実

記

1 監査の種別

定期監査（学校監査）

2 監査対象

市立小学校87校、中学校43校及び幼稚園14園から抽出した清水区内の小中学校30校、中学校16校及び幼稚園 5 園

小学校	清水入江、清水浜田、清水岡、清水船越、清水有度第一、清水有度第二、清水、清水不二見、清水駒越、清水三保第一、清水三保第二、清水辻、清水江尻、清水飯田、清水飯田東、清水高部、清水高部東、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、清水中河内、清水西河内、清水和田島、蒲原西、蒲原東、由比、由比北
中学校	清水第一、清水第二、清水第三、清水第四、清水第五、清水第六、清水第七、清水第八、清水飯田、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水両河内、蒲原、由比
幼稚園	清水高部、清水小島、清水小河内、清水和田島、由比

3 監査範囲

平成26年 4 月 1 日から 8 月31日までに執行された事務事業

4 監査方法

学校長（園長）の権限に係る財務等に関する事務事業の執行及び薬品・個人情報の管理状況、学校施設の安全性等について、抽出により関係書類の調査を実施した。

また、監査の対象のうち、小学校 4 校（清水浜田、清水、清水三保第一、清水興津）、中学校 3 校（清水第二、清水第三、清水第五）及び由比幼稚園については、現地調査及び関係職員からの説明聴取を行った。

5 監査期間

平成26年 9 月16日から12月 4 日まで

6 監査結果

監査した結果、3 件の指摘事項が見受けられたため、是正、改善を求めた。また、9 件の指導事項について別途指導した。

（1）学校施設の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る 2 日以内の学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について、書類監査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、指導事項として、一時的使用承認の手續に関する 1 件の改善について別途指導した。

（2）郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について、書類監査や現品確認を実施した結果、下記 1 件の指摘事項について是正、改善を求めた。

なお、指導事項として郵券の受払管理等に関する 2 件の改善について別途指導した。

【指摘事項】

学校（園）専用タクシー券は、タクシーを利用する際に校長から押印を受け使用するべきであるが、あらかじめ押印された状態で 3 枚保管していた。

また、タクシー券にはあらかじめ一連番号を記入しておくべきであるが、これが記載されていなかった。
(清水三保第一小学校)

（3）備品の管理状況

今年度及び過年度に購入した備品の管理について、書類監査や抽出による現品確認を実施した結果、下記 1 件の指摘事項について是正、改善を求めた。

【指摘事項】

備品台帳に記載されているラジオカセットレコーダー1台の所在を確認することができなかった。
(由比幼稚園)

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品の管理状況について、書類監査、抽出による現物確認及び現地調査を実施した結果、下記1件の指摘事項については是正、改善を求めた。

なお、指導事項として、理科薬品の点検時期に関する1件の改善について別途指導した。

【指摘事項】

理科準備室で使用する薬品については、常に現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理すべきところ、毎回、使用後の残量確認を行わず使用量のみを把握するようしており、監査実施日に塩酸の残量確認を行ったところ薬品管理簿と一致していなかった。
(清水第二中学校)



理科薬品の管理状況確認（清水三保第一小学校）

(5) 防犯対策に係る状況

学校活動における防犯対策について、書類監査及び現地調査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、指導事項として、職員室における防犯対策に関する1件の改善について別途指導した。



正門付近における防犯対策の状況確認（清水三保第一小学校）

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について、書類及び現地調査を実施した結果、指摘事項等は認められなかった。

(7) 個人情報保護の管理状況

学校・園における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について、書類監査及び現地調査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、指導事項として、持ち出した個人情報の返却確認等に関する2件の改善につい

て別途指導した。

(8) 学校給食の管理状況

学校長による事前の検食の実施状況や保存食の保管等について、書類監査及び現地調査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、給食納入業者への鍵貸与の手続に関する1件の改善について別途指導した。



学校給食の管理状況確認（清水三保第一小学校）

(9) 施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカー

ゴール等の器具などの管理状況について、書類監査及び現地調査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、指導事項として、防球ネット柱の突起箇所に係る防護措置に関する1件の改善について別途指導した。

7 意見

平成25年度に実施した学校監査では、4件の指摘事項が発生しており、いずれも平成24年度に引続き理科薬品の管理に係るものであった。監査結果公表後、教育委員会では校長会での監査結果の周知徹底や指導を行い、静岡市学校事務支援室では全ての小中学校に対して管理体制の見直しを求める通知を送付していた。

しかしながら、今年度の学校監査においても3年連続となる同一の指摘事項が発生しており、依然、管理意識が希薄と言わざるを得ない状況である。学校現場は、重大な事故が発生してからでは遅いということを強く意識し、信用を失墜することのないよう児童・生徒の安全を第一に考え、教職員

全体の意識高揚に努められたい。

また、昨年度の監査結果報告書では、教育委員会事務局に対して、薬品管理簿の全校様式統一化も含めたルール作りについて検討するよう意見したところである。これを受け学校教育課では、平成26年3月17日付けで各小中学校長に対して理科薬品に関する安全管理について通知を送付し、改めて周知徹



プールの管理状況確認（清水三保第一小学校）

底を行っていたものの、薬品管理簿については、参考様式の例示に留まっており、統一化は図られていなかった。人事異動のある教職員にとって、異動のたびに薬品管理簿の様式が変わってしまう現状は、今後も同一の誤りが生じる一因となり得る。このことから、教育委員会事務局は、適正さを欠いた薬品管理は重大なリスクを招くおそれがあることを十分認識し、薬品管理簿の様式統一化も含めた取扱いのルール作りを検討されたい。

用語説明**1 指摘事項**

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの。

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 学校施設の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること。(保健所の健康診断、教員採用試験など)

4 学校施設の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること。(自治会行事、各種検定試験など)

5 情報セキュリティ

情報(電子データ、映像等のあらゆる形式で保存されている事物)や、情報システム(コンピュータ、ソフトウェア、記録媒体等の情報処理を行う仕組み)の機密性、完全性等を維持すること。

6 検食

文部科学省により定められた「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、児童・生徒の給食摂食開始時刻30分前までに、各学校長(実施できない場合は、教頭等)が給食を摂り、食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか、食品の異味、異臭その他の異常がないかなどについて確認し、結果を記録すること。

また、異常があった場合には、給食を中止するとともに、共同調理場の受配校の場合には、速やかに共同調理場に連絡する。

7 学校事務支援室

静岡市立の全小中学校を対象に、各学校において静岡市教育振興基本計画を具現化し、自律的な教育行政を展開するため、かつ、きめ細やかな学習指導や情報化等学校の管理運営全般に関する支援を行うための組織